

国労臨時大会の意味するもの

国鉄の分割・民営化に反対する闘いの旗を降ろしブルジョアジーに屈伏するのか、さらには闘いを前進させブルジョアジーの思惑を打ち碎くのかをかけて、国労の第五〇回臨時全国大会が一〇月九日、一〇日にかけて開かれた。執行部・主流派（民同）は、雇用と組織を守るための「緊急方針」を提案し、労資協調路線を歩もうとしたが、この思惑は闘う国労労働者自身のみの闘いとするのではなく、全労働者階級の團結の下に闘いを構築することが求められなければならない。

賛成一〇一、反対一八三、保留一四の反対多数で否決された執行部提案、雇用と組織を守るための「緊急方針」とは、次のようなものである。分割・民営化と「国鉄改革法案」反対の旗を降ろし、「合理化」推進、希望退職、広域異動などへの協力、人材活用センターの容認、不当労働行為についての公労委への提訴・仮処分申請の取り下げ、点検・摘発の中止、そしてそれらを前提として「労使共同宣言」を結ぶというもので、まさに、ブルジョアジーへの全面降伏以外の何物でもない。雇用と組織を守るために首切りを認めるなどというのは、実質的に首切りを認めるなどというのではなく、労働者が勝ち取ってきた権利の放棄であり、全労働者への裏切り行為である。

国労民同・執行部は、国鉄再建監理委員会が最終答申を提出した八五年七月に大会を開催し、①分割・民営化反対、国鉄の民主的再建と「合理化」反対闘争を結合させて闘う②臨調行軍攻撃に反対し、幅広い共闘の輪を拡大する③本格的首切り攻撃に備えて長期の全國統一ストライキを闘う——等の運動方針を採択した。

組合主義に貫かれた国労民同は、すでにこの時、分割・民営化反対を口先で言ひながら、労働者の利益をあいまいにして、企業防衛へと国鉄労働運動を転換させた。その後、一ヶ月には、雇用安定協定の再締結を求め「いかない、休まない、辞めない」の「三ない運動」の中止を表明、八六年三月には、分割・民営化を実質的に認める社会党案を拡大中執委で採択、七月の定期大会で、「大胆な妥協」の道を決定したのである。

このように国労民同・執行部は、「全国統一ストライキを闘う」ことは一度もなく、ブルジョアジーへの屈伏を深め、ついになりふりかまわず完全降伏の道を歩もうとしたのであり、同時に、国鉄労働運動の解体、ひ

いては総評労働運動の解体に、自ら手を貸そうとしたのであった。

闘うことによってしか、雇用を守ることも組織を守ることもできない。この間の国労民主義者たちは、全労働者階級の立場に立てず、自らの利益を守ることのみを追求し、その結果、ブルジョアジーの攻撃が強まる中では、闘争を放棄し命乞いをするほかなかつたのである。

今臨時大会で、執行部の提案した「緊急方針」が、大差で否決されたことは、重要な意義を持つ。

第一に、既述したように、「緊急方針」はブルジョアジーに全面降伏するものであり、この策動を粉碎したことは、単に闘いの旗を守つただけでなく、新たな闘いの第一歩を踏み出し、闘いの前進をもたらすであろうからである。

第二に、否決は、単に反対派の代議員の数が多かつた結果ではなく、下部組合員の果敢な闘いがもたらしたものだからである。各地でのハンスト闘争をはじめとする大衆的な闘い、国鉄教育センターに首都圏の人活センターから集められた「訓練生」に対する死の行進。ともいえる箱根越え行進をさせようとしたことを阻止した闘い、九月二四日の中央闘争委員会で「労使共同宣言」の締結を決めようとしたことに対し、山崎委員長と八時間余の「大衆団交」を繰り広げ阻止した闘い、等等。ブルジョアジーに屈せず、国労民同に屈しなかつた多くの組合員の闘いが、否決をもたらしたのだ。

その結果生まれた新執行部をどのように評価すべきであろうか。

六木本新委員長は、臨時大会で「分割・民営化に賛成し、労使共同宣言の立場にたつことは、雇用と組織を守ることには絶対にならない。それは九万人以上の首切りを意味しない。労働者の差別、選別を推進することにはなかなかならない。新執行部は決してこの道はとりません。どんな場合でも、職場の国鉄労働者とともに歯をくいしばって奮闘したい」と決意表明を行った。そして、「国労の團結と統一を守り、闘いぬくアピール」「國民のみなさんにお訴えるアピール」の二つのアピールが採択されている。

また、新執行部を支える協会派は、「反独占・民主主義擁護の闘いに直結している『決戦段階』の国鉄闘争に参加しよう」と呼びかけ「資本や権力に抵抗しないといふいまの傾

向を克服するため、大衆組織にもっと依拠すべきである」（『社会主義』一月号）と述べ、そして日共は、臨時大会を「国鉄労働者の生活と権利を守るうえでも、国民の共有財産である国鉄を守るたたかいを国民とともに前進させるうえでも、きわめて重要な意義をもつものです」（一〇月一二日付『赤旗』）と評価している。

国労の團結のみを語ったり、民主主義擁護や国民主義を押し出すことは、階級的な闘いの意義を隠蔽し、国鉄労働者の闘いの矛先を鈍らせるものである。この点において新執行部は決定的限界をもっているのであり、闘う国鉄労働者さらには闘う全労働者の期待を満たすものとは言いがたい。

国労民同の旧執行部は、臨時大会後も、分裂策動を図りながら、「労使共同宣言」の締結をねらい、闘う国鉄労働者への敵対を深めている。また、社会党・総評は国労民同を支援しながら、国労へ屈伏を強いるとしている。

他方、新執行部は、闘うことによって雇用を守ろうとしているが、組合主義を脱しきれていない。この間、なんら有効な闘いを組織できていないのは、このことの表現である。重要なのは、全労働者階級の利益を守るために團結を固め闘いを前進させることである。闘う国鉄労働者を孤立させることは、とりもなおさず自らの首を絞めることにつながる。現在の国鉄労働者の状態は、賃金奴隸としての地位の究極的表れの一つである。国鉄分割・民営化の本質を暴露しうき、ストライキをはじめとする徹底した反対闘争を構築すること、その闘いを今後ますます強まることが予想される全労働者への一大合理化攻撃を粉碎する闘いの範となるようなものとして打ち抜くこと、そしてその中で賃金奴隸制を廃止する労働者階級の未来を指示すこと、これらのことが問われているのである。そのためには、鉄労動労、「新国労」をはじめとする「国鉄改革労協」といった帝国主義的労働運動の尖兵や、闘争を放棄した国労民同といったブルジョアジーに迎合し屈伏した輩との断固たる闘争を組織しなければならない。徹底した階級的闘いこそが、各層の共感をよびおこすことができるのである。

先進的労働者はこのことを自覚し、分割・民営化反対の闘いを前進させ、帝国主義ブルジョアジーの意図を打ち碎かなければならぬ。

三里塚二期着工攻撃粉砕

10・4 東峰有罪判決を許すな

(一)

一〇月四日、東峰十字路闘争裁判の判決公判が開かれ、被告五十五名中三名に無罪、のこる五十二名に懲役十年～十カ月（いずれも執行猶予つき）の判決が下された。

第一に確認しなければならないのは、実行正犯デッчи上げ—重刑攻撃が粉碎されたことである。

「自白は…厳密な意味での『秘密の暴露』にあたるものは、…存しない」（（自白の）変遷を一概に被告人らの記憶の欠落や思い違い、誤りなしとは意図的な秘匿や虚偽混入が、捜査官の追及によって修正され、是正されて真実に近づいて行く過程であると認めるこのできないものがある。そしてその最終形においてすら、自白相互に矛盾があるばかりでなく、…過剰自白、虚偽自白の存する部分がある」「自白相互の伝播性が顕著に認められるところ、これらは、取調べ官の介在、誘導を抜きにしては説明できないものがあり、自白の信用性に疑問をさしはさまないわけにはいかない」

このようにして判決は、唯一の「証拠」であつた十三名の「自白」がデッчи上げであることを認めざるを得なかつた。検察のデッчи上げ—重刑の自論見は完全に破産したのである。

しかしながら第一に、実行正犯を特定できないにもかかわらず、「共謀共同正犯」をもつて有罪判決を下していることを弾劾しなければならない。

「本件のように実力阻止を標榜で現行法秩序に挑み、手段を選ばず、過激な犯罪にも及ぶ実力行動を犯すに至つては、法治国家において到底許容されるものではなく、被告人らの罪責は重い」と述べているように、これは徹底した政治判決である。つまり、実力闘争としての三里塚闘争を断罪しているのである。

「共謀共同正犯」自体、思想を裁く内容をもつてるのであるが、「共謀共同正犯は通常、実行犯を特定し、そのうえで共謀の関係者を処罰する法理論。実行犯が全く特定されずに共謀の部分だけを認めた同判決は極めて異例」と商業新聞さえ疑問を提出する判決なのだ。考へてもみよ、実行犯がいないのにどうして「共謀」が成立したといえるのか。

「被告人らは、いずれも、県有林会議の結果、十字路周辺で警備中の警察官に攻撃を加えることを共謀し、また、たとえ、県有林会議

の内容を知らなかつたとしても、本件集団とともに行動し、本件現場で集団の者らと意思

を通じて、集団の者とともに堀田大隊に対する攻撃に加わっているものであるから…共謀共同正犯として傷害、傷害致死についての刑責を免れ得ない」と言うが、この論理に従えば、集会後に機動隊との衝突が発生したら、集会参加者全員が「共謀共同正犯」ということになる。

(二)

石田裁判長は、検察ですら考え方つかなかつたデッчи上げを行い、「めんつ」を保ち、東峰十字路闘争—三里塚闘争への弾圧を行おうとしているのである。

第三に、判決が二期着工を射程に入れられた「話し合い」攻撃の内容を秘めていることに留意しなければならない。

「新空港の建設については、その位置決定の当初から問題をはらんでおり、…事情の判らないまま、突然の決定により農地を失い、元農民らが、新空港の建設に反対するに至つた心情には、当裁判所としても理解しえないわけではない」

判決はこのようく述べるとともに、この「心情」と「反対同盟やこれを支援する諸セクトの激しい抵抗」を対比している。また、検察側は一〇月一八日に控訴を断念したのである。これらの意味をはつきりと見抜いておかなければならぬ。

政府・空港公團は、二期本格着工を目前にして、最後的な「話し合い」攻撃、条件派への転向—反対同盟の解体をねらっている。右に引用した部分のあとに、「そうだからといって、如何なる反対行動も許されるわけではない」として、実力闘争がつづいていくのであって、「心情はわかるが実力による反対闘争はいけない」という、分断・懷柔策を説いているのである。

このブルジョアジーによる分断・懷柔策に根柢がないわけではない。

一〇・四判決に対し、いわゆる熱田派の幹部の一人は、「これで安心して百姓にはげめる」と述べ、検察が控訴しないなら彼らは控訴しない方針であるという。熱田派内部には東峰裁判闘争を「エン罪」路線で闘うといふ傾向が広がっていた（例えば、九・八集会での「三里塚の枠にとらわれない」という高木仁三郎の発言など）し、また、九・一四集会の基調報告では「話し合い」を肯定するよ

うな発言がなされた。「これらのこととは決して偶然の産物ではないし、また、日向派のように三里塚などにその責任を押しつけることもできない（この点における日向派の態度は、三・八「分裂」時における中核派と反対同盟との態度と変わらない）。

三・八「分裂」を積極的に進めた熱田派支援党派は、反党派主義、當農主義に迎合し、三里塚闘争を単なる農民運動あるいは住民運動へと解消せんとしてきた。また、それ故に三・八「分裂」を積極的なものとして描き出してきた。しかしながら、政治的意義をうすぐして、このような運動の結集力とへの態度によって、このように運動へと変わらない）。

・動員力は弱まらざるをえなかつた。

先に見た傾向——一言で言えば実力闘争の展望の喪失——は、このような経過の上に形成されたものである。そして、ブルジョアジーもある程度このようない動向を把握しているといえるであろう。つまり、三里塚闘争全体からいえば「分裂」と一定の動搖といえる状況に、ブルジョアジーが「話し合い」をもつて介入せんとしているということである。

政府への一切の幻想をはねのけ、このようないブルジョアジーの策動を断固として粉碎しなければならない。國家権力との非和解性を暴露し、実力闘争をもって対決してきた三里塚闘争、そうであるが故に社共、革マル派を放逐して前進してきた三里塚闘争の地平を守り、発展させることに精力を集中しなければならず、それを阻害する思想をふりまく日和見主義勢力との闘争を強化する必要がある。

「実行正犯なしの共謀共同正犯」による東峰有罪判決を弾劾せよ！ 三里塚闘争二〇年の真価をかけ、二期攻撃を粉砕せよ！

マルクス・レーイーン主義通信

毎月10日発行・1部200円
年間定期購読料3200円（郵送料共）

10・31 狹山闘争に四千人

一〇月三一日、「十・三一寺尾差別判決糾弾 狹山第二次再審闘争勝利 関東ブロック集会」が、東京・日比谷野音に四千人を結集して開催された。

集会では、基調報告、弁護団発言など、八月二一日に提出した第二次再審申立書をもつて始まつた第二次再審闘争に勝利することが訴えられた。

第二次再審闘争は狭山闘争の正念場といつてもいい段階としてとらえられなければならぬ。

ブルジョアジーは、八四年の「地対協意見具申」につづいて、本年八月五日に提出された「地対協基本問題検討部会報告書」においても、部落解放運動解体のねらいを公然と表明している。

報告書は、一方で「部落差別実態の解消」をいい、他方で「運動団体の行き過ぎた活動等からくる同和関係者、同和地区に対する好ましくないイメージの形成等の諸要因があり、社会的偏見の解消が妨げられてきた」とともに、部落解放運動解体のねらいを公然と表明している。

「民間運動団体は、糾弾というような行き過ぎた行為を是正し、社会的に妥当と認められ、国民的な納得が得られるような手段で活動を行うべきである」「民間運動団体の行為が受忍範囲を超える違法行為にあたると思われる場合には、警察の協力を求めることが必要となる」と糾弾闘争庄殺の論理を開拓しているのである。

何故にブルジョアジーは、糾弾闘争に対して憎悪をむきだしにし、これを庄殺しようとするのであろうか。

差別糾弾闘争は部落解放運動の基本的闘争形態であり、部落民の政治的意識を高める基本的手段だからである。しかもそれは、一九二二年全国水平社結成以来の歴史に裏打ちされたものだからである。糾弾闘争の庄殺とは、部落解放運動そのものの解体にはかならない。それは、「戦後政治の総決算」の部落政策版とでもいうべきものである。

狭山闘争は、無実の石川一雄氏が部落民だということをもって誘拐・殺人犯にデッチ上げられ、二十三年間にもわたって牢獄につながっているという国家権力による差別犯罪に対する糾弾闘争であり、戦後部落解放運動の政治闘争における頂点を形成してきた。地対協報告書に示されるブルジョアジーの攻撃は、何よりも鋭く狭山闘争に向けられている。狭山闘争は重大な段階を迎えていた。

見做して、司法のファッショ化と断固闘う姿勢を強めている私は、一日も早く社会復帰を希う反面、権力に媚びたり、尾を振つてまで

高島礪閉山と石炭産業の現状

三菱石炭鉱業は、高島礪業所の閉山、八百七十名の鉱山労働者全員解雇を決定した。

三菱石炭鉱業は、三菱鉱業セメントが約半分を出資している子会社である。三菱鉱業セメントはすでに百億円の特別利益を捻出して、百七十億円の赤字をかかる三菱石炭工業に引き当てる。

鉄鋼業向け原料炭が採炭量の七割を占め、抗口から採炭現場まで十一キロもあるという採炭条件の悪さなどから、毎月四億円、累積三百五十一億円の損失を出している高島礪を「見切り閉山」させて損失を少なくする。閉山対策を国に転嫁させて労働者に犠牲を強いられる——というのが、三菱資本側のねらいであろう。

人工五千三百人の八割が炭鉱労働者とその家族、税収の八五%を鉱山に依存している高島町には、閉山は島そのものの破壊を意味している。

会社側の通告は全員解雇、希望者には就職斡旋に努力という無責任で一方的なものである。これに対し、「閉山阻止」をかけ闘争してきた労組側は、会社側の経営責任、凍結中のベア、一時金に対する回答のないかぎり妥協しない姿勢をみせているが、閉山が相次ぎ予想される中、炭労も条件闘争への変更をするのである。

一方、政府の第八次石炭政策は、従来の「国内生産保護」から「需要に合わせた生産体制」「円滑な撤退のための環境作り」に転換させた。年間千六百万トンの国内炭生産量を政策最終年度(九一年)に一千万吨に縮小し、国内炭鉱を現在の十一鉱からわずか五鉱に減らし、同時に一千名の炭鉱労働者を解雇するというものである。

鉄鋼業界は、「輸入炭の三倍も高い国内炭鉱に減らし、同時に一千名の炭鉱労働者を解雇を要求している。すでに六月から輸入炭並の一トン当たり八千五百円の価格での支払を強行していた。

第八次石炭政策は結局、鉄鋼業界の今年度のための低利融資制度の創設で決着した。政

早期出獄を望んでいない」「司法権力との徹底抗戦の姿勢をくずしていない」(一〇・三一闘争へのアピール)という石川氏の血叫びに応え、労働者人民の実力をもつて石川氏を一刻も早く奪還しなければならない。

ブルジョアジーによる部落解放運動解体攻撃、これに屈伏する融和主義との闘争を強め、これを粉砕せよ! 労働者人民の決起をかちとり、狭山第二次再審闘争の勝利を切り拓け!

府のいう「なだらか閉山」とは、独占資本の利益は温存させ、そのしわよせをすべて労働者に転嫁させるものにほかならない。

さらに今回の石炭行政は「国際協調のための経済構造調整研究会」(中曾根の私的諮問機関)の作成した「前川リポート」に基づいている。これは日本経済の産業構造転換のための石炭・農業政策の見直し、一方で日本資本の海外投資の促進をねらったものである。

民社党は、政府の「場当たり的エネルギー政策は許されない」「前川レポートによる産業構造調整の第一目標:石炭産業に対し政府自身が整合性のあるその道筋を明らかにすべき」と政府の政策を補完しているにすぎない。

公明党や社会党も、「自治体地域経済の崩壊」を叫び、雇用・地域対策を政府に要求するだけである。

日本共産党は前川レポートを「アメリカと財界の意向にそつた日本産業の反動的再編成」「日本産業の空洞化」と位置づけている。また、石炭は「民族的な重要資源」であり「石炭産業を擁護する政策提起」を要求、はては、石炭の海外依存が「日本の経済的基盤を一にぎりの多国籍企業に左右されることになる」という危機感さえ宣伝している。

産業構造の転換は、国際・国内の経済状況に規定された、その意味で資本と政府が望んでいるものにはかならない。このことを忘れた政策要求は、ただ資本あるいは資本主義の救済でしかなく、「日本産業を守れ」のストーリーは、労働者に排外主義的意識を植え付けるものでさえある。

「輸出指向型」から「国際協調型」への転換のかけ声の下に、輸出関連業下請はもとより大企業においても労働者へのしわよせが強まっている。「経済構造調整」の本質を暴露し、それに対する労働者の階級的闘いを組織していくいかなければならない。

改良主義に基づく戦闘的組合運動の破産

—全港湾第四回大会にみる—

全港湾は、今年が結成40周年にあたり、その記念も兼ねて第四回大会を、九月四日から三日間にわたり開催した。

この大会では、全港湾結成以来の組合指導部として、七四年以後二一年間にわたり委員長であり、また総評副議長として民同左派を代表してきた吉岡徳次氏が退任となつた。新しく関西地本出身の亀崎副委員長が、これまでの路線を継承するとして委員長に就任した。戦後労働運動の戦闘の一翼を形成してきたといわれる全港湾が、改良主義に基づく総評労働組合運動の路線継承ということで、果たして戦闘性を維持できるのか、またこの戦闘性は、全港湾労働者にどのような教訓をもたらしたのか問うてみると時期に來ているのではないか。

全港湾の闘いと綱領

大会冒頭、吉岡委員長は、全港湾40年間の闘いの歴史を振り返り、今日の政治情勢、当面の重要な課題を次のように提起した。

まず、歴史的成果として一つは、港湾の封建性との闘いをあげている。戦時下の一港一社制による港運業者への統制が、敗戦後GHQにより解体され、弱小企業が乱立し、暴力団の支配介入が横行し、多くの日雇い労働者が暴力手配師により生殺予奪の権を握られていた。

これに対し、全港湾は、港の民主化、港湾労働者の民主的諸権利を獲得するものとして、港労法制定を勝ちとつてきたとしている。

二つめは、輸送合理化との闘いを上げている。六七年以後のコンテナ輸送の進展により、港湾労働者は約四万人も解雇される中で、産別共闘を呼びかけて反合闘争を闘い、第一・第三日曜日の完全休日を勝ちとつてきた。そして七三年全国港湾結成以後には、年金制度、雇用基金制度、合理化に対する事前協議制度の確立を勝ちとつてきたとしている。

三つめは、反戦・平和、国際連帯を重視した闘いをあげている。米帝の朝鮮侵略戦争、ベトナム侵略戦争反対の軍需物資の荷役拒否、日米安保反対、軍事基地反対、朝鮮の自主的統一などの闘い等。国際連帯については、いわゆる社会主義国の労働者、資本主義国の戦闘的労働組合、太平洋アジア地域の港湾労働者との連帯などである。

吉岡氏が挙げた、これらの闘いは、今までの全港湾指導部により今日の全港湾綱領の枠内に収束されたといえる。

その綱領には、「広く万国の労働者と提携し、世界の進歩に寄与し、以て、国際平和の確立を期す」、「我国、民族産業を独占資本の搾取の桎梏より解放し、以て民主主義日本の建設を期す」、「港湾産業の国際性に鑑み、

確固たる責任感と強靭なる組織力をもって使命達成を期す」とある。

ここには、労働者階級全体の独自の利害の貫徹や、国際主義的團結への志向はない。

客観的には、戦後の日本ブルジョアジーの発展を支えるものとして労働組合運動を収束させる役割を果たしてきている。

また、合理化反対闘争は常に海運資本家たちの要求する合理化（コンテナ輸送機械化荷役など）に対し、制度要求とひきかえの解雇を受け入れに終始している。

反戦・平和の闘いについては、労働組合を対象とする大衆的要求に対して妥協が図られ、六大港に限定された。

また、合理化反対闘争は常に海運資本家たちの要求する合理化（コンテナ輸送機械化荷役など）に対し、制度要求とひきかえの解雇を受け入れに終始している。

そこで、どの方針も、ここ数年相変わらずのものであり、労働者の闘いの意気を高揚させることができず、彼らの直接の雇い主に対しても、ブルジョア政府にたいしても戦闘性を發揮させることができないでいる。

そこで、どの方針も、ここ数年相変わらずのものであり、労働者の闘いの意気を高揚させることができず、彼らの直接の雇い主に対しても、ブルジョア政府にたいしても戦闘性を發揮させることができないでいる。

そこで、どの方針も、ここ数年相変わらずのものであり、労働者の闘いの意気を高揚させることができず、彼らの直接の雇い主に対しても、ブルジョア政府にたいしても戦闘性を發揮させることができないでいる。

そこで、どの方針も、ここ数年相変わらずのものであり、労働者の闘いの意気を高揚させることができず、彼らの直接の雇い主に対しても、ブルジョア政府にたいしても戦闘性を發揮させることができないでいる。

そこで、どの方針も、ここ数年相変わらずのものであり、労働者の闘いの意気を高揚させることができず、彼らの直接の雇い主に対しても、ブルジョア政府にたいしても戦闘性を發揮させることができないでいる。

そこで、どの方針も、ここ数年相変わらずのものであり、労働者の闘いの意気を高揚させことができず、彼らの直接の雇い主に対しても、ブルジョア政府にたいしても戦闘性を發揮させることができないでいる。

そこで、どの方針も、ここ数年相変わらずのものであり、労働者の闘いの意気を高揚させることができず、彼らの直接の雇い主に対しても、ブルジョア政府にたいしても戦闘性を發揮させることができないでいる。

そこで、どの方針も、ここ数年相変わらずのものであり、労働者の闘いの意気を高揚させることができず、彼らの直接の雇い主に対しても、ブルジョア政府にたいしても戦闘性を發揮させることができないでいる。

そこで、どの方針も、ここ数年相変わらずのものであり、労働者の闘いの意気を高揚させることができず、彼らの直接の雇い主に対しても、ブルジョア政府にたいしても戦闘性を發揮させることができないでいる。

そこで、どの方針も、ここ数年相変わらずのものであり、労働者の闘いの意気を高揚させことができず、彼らの直接の雇い主に対しても、ブルジョア政府にたいしても戦闘性を發揮させることができないでいる。

マルクス・レーニン主義通信

決裂した米ソ首脳会談

レイキヤビクで行われた米ソ首脳会談は、核軍縮について、なんら明文化された合意なしに終わってしまった。

この会談は、直前まで演じていたスパイ追放合戦を急速解決して、開かれたものである。

それは、基本的には、それぞれの思惑からであれ、世界の支配者としての地位の維持という点での利害の共通性に基づいている。

レーガンは、全世界で露骨な砲艦外交を続けてきた延長上に、なんとしても「強いアメリカ」の復活を実現する必要があった。中間選挙を控え、ゴルバチョフの訪米前にそれを実現しておく必要もあった。

ゴルバチョフは、来年一月までの地下核実験の一方的停止の期限切れを前に、今年冒頭の核軍縮提案に始まり、ウラジオストック演説で示されたアフガンからの一部撤退を含むアジアでの軍備削減などに至る、一連の平和攻勢の成果を収穫する必要があった。

しかし、会談に至る政治は、お互いの力を弱め、自らの覇権を握るために行われてきた帝国主義的なものである限りは、利害の共通性といつても、同床異夢でしかない。

会談で、妥協が成立しなかったのは、SD-I（戦略防衛構想）についてであった。

アメリカはSD-Iが核廃絶につながるという論理にもとづいて、SD-Iの開発・実験をソ連に認めさせようとした。しかし、ソ連はABM（弾道弾迎撃ミサイル）制限条約を厳密に運用することで、SD-Iの開発を実質上阻止しようとはかつた。

現在、両国は膨大な核兵器を保有しているが、ABM制限条約は、お互いの防衛兵器を制限している。かりに、SD-Iが実現すれば、戦略核兵器とくに地上から発射されるミサイルは意味をなさないものとなるだろう。

戦略核兵器のうち、ソ連は地上から発射する形のものが多く、アメリカは飛行機や原子力潜水艦から発射するものを多く保有している。

つまり、SD-I兵器の実現は、ソ連により不利にはたらくという現実があるといえる。

アメリカが、SD-Iの実験に固執した理由は、まさにここにあると言える。ワインバーガード防衛長官は「ソ連の武器を無力化できるとわかっているシステムが手にできれば、例えば米国が唯一の核兵器保有国だった状況にもどれるだろ」と述べている。

戦略核兵器については、五年間で50%削減、続く五年間で50%を削減する。中距離核戦力についても欧州では全廃、アジアでは一〇〇発に制限しようというような、大幅な妥協で合意を得ようとソ連が試みたのは、何よりもSD-Iを実質上阻止しようという考え方である。SD-Iを阻止できなければ、世界の支配者としての地位が決定的に揺らぎ、アメリカにヘゲモニーを握られるからである。

マルクス・レーニン主義通信

1986年11月10日

この決裂は、双方がお互いの力を弱めようとする試みにいつそう駆りたてるにちがいない。米国は、会談後すぐ地下核実験を行った。ソ連においても、核実験の凍結を解除する衝動がたまっている。

同時に、この決裂は、米ソが世界の支配者として決定的な力を失いつつあるということを意味している。米ソが、会談は必ずしも決裂したわけではないと言い繕っているのは、それを認めたくないからである。

西欧の各列強は、会談の決裂を一旦は失望

中国での株式会社制の実験

したが、米ソが完全に決裂したわけではないと取り繕わざる見えないことを見透かすやいなや、「失敗と呼びたくない」（仏、ル・モンド）といふ評価をくだす。自らが世界の分割において、より独自的展開ができると判断したのだ。

中曾根は、「残念だ、我々は既定の政策を推進していく」として、米帝とともにSDIを推進していくと同時に、独自の対ソ連政策を追求していくことを表明している。

レイキヤビク会談はあつたと言えるのである。

中国財政当局者によると、国営工場全体に占める欠損工場の割合は、一昨年、昨年がそれぞれ一〇・五%、一〇・七%と安定していた。ところが今年一～八月は一七・六%へとはねあがり、六八〇〇余りの工場が赤字になっている。また、今年上半期の工業生産統計では生産額は前年同期比四・九%伸びたにもかかわらず、国営工場があげた利潤は逆に二・一%低下した。納税額は一・八%減り、コストは四・二%増加、赤字工場の欠損総額は二〇億元（一元廿四円）に達し、國が設定した年間の損失抑制限度をすでに突破、再び赤字財政に転じるとの懸念が出はじめている。

こうしたなか広州市では、国営工場（広州絹麻紡績、橋光製薬、明興製薬）の株式会社化が始まっている。

株式は国と企業の従業員が分割して保有（今のところ國の持ち株比率が八割前後）の開催も規約にもりこまれている。また債券の確定利子にあたる「股息」と、配当金に当たる「紅利」の両方を支払うという特徴を持っている。

他方、労働制度の改革も進んでいる。これまで、主に國家が統一配分してきた国営企業の新規雇用労働者に、契約採用制を実施し、「国定工」と呼ばれる終身雇用制を廃止していくこというのである。

契約採用制度とは、採用時に労働内容や雇用条件、違反した場合の解雇規定を契約書に明記し、失業・医療保険は企業が負担し、年金積み立ては給料から天引きするしくみになっている。

こうした一連の改革は、企業の権利を拡大することを意味し、中国の国家資本主義のブルジョア的発展をより一層押し進めるだろう。

そのなかで、生産の目的を利潤追求における生産の活性化は、工場間および労働者の間の競争（生産の量的拡大）を煽った。それは、経済の過熱を招き、インフレを引き起こした。また、商品の品質を軽視したこともあり不良在庫も生じた。その結果、赤工場が統出し、國家財政が圧迫されることになった。

昨年には、その対応策として、輸入の制限などの緊縮財政が実施された。それが、生産の停滞を呼ぶという一連のジレンマの教訓化のなかから、株式制度の実施が進められている。

それは、民間の有休賃貸の吸収や、外資

アキノ政権六カ月 フィリピン共産主義者の選択(中)

＜4＞

フィリピンには封建制が根深く残っている。アメリカ独占資本は、フィリピンの封建制を資本主義に同化させたが、同時に全国的な資本主義に成長するのを妨げた。経済の植民地的、農業的性格を残存させることで、米独占は安価な原材料の供給地、余剰生産物の市場、余剰資本の投下地域としてフィリピンから膨大な超過利潤を吸い上げている。

半植民地的な国家的性格の上に、フィリピンは寄生的地主階級、旧財閥、米帝のカイライを務めることで育成された官僚を軸とする新財閥といった売弁ブルジョアジーが支配していく、現体制の維持に利害を持っている。

土地革命は封建的な弊害を一掃する。だが民族ブルジョアジーによる地主階級の駆逐によっては農民の半プロパ化、資本主義的搾取を拡大するだけである。農民という小商品生産者との妥協を生み出すとはいえ、プロレタリアートが指導する労農国家への発展こそがフィリピンの社会主義を準備する条件の第一歩となりうるであろう。

フィリピン経済の植民地的、農業的性格の現状はどうなものであろうか。

フィリピンの最大企業の大多数は米独占資本が所有しており、企業資産の五〇%を支配している。

エッソ、カルテックス、モーデル、フィロイル、ジュッティと、石油会社によって供給される石油は完全に米石油の独占下にある。米の石油独占はフィリピンのエネルギー需要の九〇%以上を供給している。タイヤ製造、建設資材の取引、輸出入と卸売もまた外国商社、米独占に支配されていて、最終消費にいたるまでの多くの販売を握っている。

米帝国主義者は最大の商業銀行、保険会社、その他の金融企業を保有してフィリピンの銀行網を手にしている。米帝はフィリピンの信用機関に資金運用させて、本国の会社から商品やサービスを上乗せ価格で購入して、フィリピンからの物資を値引き価格で輸出するなど資本家特有の悪質な手口で利潤を得る操作を繰り返した。

さらに米帝はフィリピン政府に対して超過利潤を保障するための二国間協定を結ぶことで巨大な利益を上げることができた。ううるーラングレー協定によって、米への原料輸出と米からの完成品輸入に便を与えさせ、すべてを米ドルで取引させた。協定の期限満了以後、今度は投資剥奪法を施行させる。

同法によって米独占の支配する企業が持ち株最高四〇%の制限なしにフィリピンに入り込み、企業株を一〇〇%所有することを許された。同法には外資最高四〇%までのものは

「フィリピン国籍」であると定義付けている。ありさまである。米独占は票決権なしの株式を各企業で保有することができたし、信用支配を使用して企業の操作を行う。

投資剥奪法はまったくの不平等条約で、フィリピン政府は外国資本を接収したり要求したりすることができないばかりか、政府は投資の返済、利潤の送金、外国借款の支払ができないために、米ドルを投資家に供給させねばならない。輸出促進法によつても、輸出向け工業の五五%、新種輸出産業にいたつては一〇〇%まで外国資本参加を認めることになつた。

一方でアメリカの国内における経済危機の負担を植民地、半植民地からドルを吸い上げることで回避した。マルコス政権の前のマルバガル政権下では為替管理を撤廃させることまで強いていた。政府のドル保存がこかつすると対ドルペソ(通貨)は下落して、このために借款を繰り返すことになる。今日の对外借款の累積は帝国主義的支配による属国化がもたらした悪循環の表れである。

フィリピンにおける植民地的收奪の保障が今まで強く支配階級の国家支配である。フリーランス政権を握ってきた官僚ブルジョアジーは、輸出入契約、特に外国の機械企業や建設企業との契約ではなはだしい金額のリベートを受け取った。反面、税負担と物価の急上昇という形で大衆に転嫁し、公共事業やインフレを招く放漫な財政支出を増やし続けた。借款がばらまかれ、蓄財の保証が与えられた。

外債の急増が具体的に意味しているものは輸入品と輸出品の価格格差の拡大と、労賃額の直接投資のみを行い、フィリピンの信用機関から大量の借入を行うことによってフィリピン政府に供与された借款を吸い上げた。

一方で、経済の植民地的、農業的性格のためにフィリピンは高度に植民地型の貿易(原材料輸出、製品輸入)に依存しなければならぬ。一方で、経済の植民地的、農業的性格のためにフィリピンは高度に植民地型の貿易(原材料輸出、製品輸入)に依存しなければならぬ。一方で、経済の植民地的、農業的性格のためにフィリピンは高度に植民地型の貿易(原材料輸出、製品輸入)に依存しなければならぬ。

「フィリピンの経済は生産材生産工業をもない。工業生産の七割は食品、織維製品、紙、化学製品のように非耐久消費材である。三割が家具、金属製品、車両の耐久品が占める。政府は機械、燃料、国内加工用の原材料を

輸入して多額のドルを支出する。これはフィリピンの工業化ではない。主に公共事業プロジェクト、機械商品、自動車の再組み立てのために織維工場、小麦工場のような輸入される織維、小麦に依存する半製品工業のために準備されたものである。

＜5＞

農民の状態はどうか。現在の借地制の下では農地改革は不可能な状態にある。

マルコス政権下で小作制は借地制と改められたが、地主に借地料を支払うという点で小作制を残したのが現在に続く借地制であり、水増しした生産高をもとに計算された定額借地料の地主への支払が制度の基本とされている。

刈分け小作制の下では生産費の大部を負担した場合収穫の七〇%を受け取ったが、借地制の下では高額算定した二五%の定額借地料を要求される。制度はむしろ地主階級による搾取・収奪を保護する。農民は全生産費も負担するし、借地料の未払は契約違反となつてはね返り借地権を失う。この判断も地主にまかされている。地主に支払う地代はいままだに五〇~八〇%の高率である。

マルコス政権は農民からの土地収奪と地主、官僚、「多国籍企業」への分配を目的とした「農地改革」を実行した。政府の大規模なインストラクチャーの建設によって農民は高い使用料を支払わなければならなくなつた。多くの農民はほとんど無償で立ち退きを命ぜられた。

政府計画以上の土地が取り上げられ、高官の所有に移され、そのため土地なき貧農の数は増大した。公共用地の私的団体への移転によって資本制的な賃金制による農業への転換が強行された。これはもっぱらココナツ、バナナの輸出作物栽培農地にみられるように、「多国籍企業」と売弁による農業政策でもつた。政府に買い上げられる土地が高ければ高いほど、農民に再分配される土地の価格は上がった。

なしくずし的に土地所有者になる小作人や借地人があつたにしても常に上昇する土地税を支払わなければならない。封建的土地所有関係の残存するフィリピンで、農地革命は必然である。

フィリピンの社会経済的状態が明らかにすらものは、民族解放、すなわち米帝国主義からの民族の政治的自立は、地主的関係の革命的な打破なしには不可能である。この革命を最後まで推し進め、さらに社会主義への条件を切り拓くことができるのは労働者と農民だけであり、労農ソビエト権力でしかない。

教育課程審「中間まとめ」の狙い

文部省の教育課程審議会は「中間まとめ」を発表した。

改定のねらいとしてあげているのが、①豊かな心を持ち、だくましく生きる人間の育成

②みずから学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成③国民として必要な基礎基本を重視し個性を生かす教育の充実④国際理解を深めわが国の文化と伝統を尊重する態度の育成である。

各教科・科目の編成では、小学校低学年に「生活科」を設定し、社会と理科を廃止する。「生活科」は社会認識・自然認識の芽を育て自己認識の基礎を培う。必要な生活習慣を身につける——というものである。

各教科・科目の内容について、国語では「日本の文化と伝統について理解を深める」、社会科では「日本の歴史と文化の特色の認識」「日本の伝統と文化遺産を尊重」「日本人の自覚と資質を養う」、さらに中学校の体育格技を「武道」とするなど、民族主義・国粹主義的内容を色濃くしている。

道徳教育では「親や教師を敬愛する心」「社会規範を守る態度」「郷土や国を愛する心、伝統を大切にする心」を重視する、特別活動では儀式的行事での「国旗」および「国歌」の取り扱いを明確にさせる、など、国家体制にもの言わぬ学生の養成、「教育勅語」の復活を図ろうとしている。

中学では、教科によって習熟の程度に応じ

た指導を検討するとし、「能力別学習」の導入も図られており、差別選別教育をさらに拡大するものとなっている。

今回の改革案は臨教審路線にそった中曾根の「戦後教育の総決算」を実現せんとするものにはならない。その柱となっているのは、

①道徳教育の強化による「愛国主義」の植えつけ②能力別学級編成による差別選別教育の拡大③産業構造の転換に対応し、効率的採取を実現できる労働者の育成である。

中曾根は中教審でさえできなかつた「愛国心」の育成を全面化させた。「教育勅語」に匹敵する中曾根新国家主義を実現させるのが最大のねらいといえるであろう。

すでに、徹底した管理教育、「天皇主義イデオロギー」を煽ることによって、教育現場での反動化が進んでいる。臨教審の実施によって帝国主義的侵略を支える予備軍が養成されようとしている。

教育の反動化の背景には日本帝国主義の軍事大国化、侵略的膨脹の野望が横たわっている。野党のかかげる戦後民主主義教育の再建の幻想にはどんな期待をかけることもできない。その戦後教育こそが、戦後日本資本主義を支え、今日の帝国主義的発展をもたらしたブルジョア教育にほかならない。

教育の反動化に対する闘いを強め、それを社会主義的教育労働運動構築への跳躍台とせよ！

公務員共闘の集会に参加して

一〇月一四日、公務員共闘青年労働者中央総決起集会が開かれた。これは、人効完全実施、国鉄分割民営化反対、反「行革」、八六秋闇勝利へ向けた中央行動のひとつとして開かれたものである。以下は、それに参加した一労働者からの報告を整理したものである。

☆ ☆ ☆

集会は、第一に、人効完全実施を要求する

闘いとして開かれた。

今年の人効は、超低額の一・三二%である。その伸びは史上最低である。同時に、勧告された四週六休制の採用は、人員の増加なしに行われようとしている。つまり、労働強化を意味している。さらに、四週六休制の採用と引き換えに一層の人員の削減・合理化が行われようとしている。婦人労働者の生理休暇の廃止は、すでに国家公務員については強行された。これが、地方公務員に対してもかけられて来ている。

この集会と並行して行われた、関係各省庁への交渉行動においても、政府の役人は、○A機器の導入などの合理化の推進することを明言した。

我々の地方でも、生理休暇の廃止が給与引

き上げの条件として出されようとしている。社会党などへの陳情も行われた。それは、議員の前で「シユブレヒコール」を叫ぶものだったが、こんなことより駆け出で「デモンストレーション」をしたほうが、よっぽどましまだと思った。

第一に、集会は国鉄の分割・民営化反対の闘争として闘われ、國労青年部との連帯を集会基調ではうたつていて。しかし、國労青年部からの代表の参加はなく、予定されていた連帯あいさつは中止された。理由は明らかでないが、國労臨時大会で労使共同宣言を受け入れるという提案をした前執行部を支持する部の圧力があつたことは、ほぼ間違いないと思う。

また、日教組の参加が全くなかつたことも、特筆すべきことである。この間の西岡問題をめぐる対立の影響で、動員費が出ないという説明を聞いた。

このように、総評労働運動がブルジョアジ

リと感じられた集会だった。

第三に、この集会の特徴として言えるのは、労戦統一問題には何ら態度を明らかにしてい

ないことである。

この集会の動員でも過半数を占めた自治労は、八月に開いた大会で全民労協によつて進められている労戦統一の問題について進めて全く触れていない。だから、集会宣言にあつた「資本と対決する労働運動」の構築も、空々しい叫びに終わつてしまつていて。

我々は、このような報告を寄せ、通信員としての役割を果たすことを労働者に呼びかけた。そうすることと、実際的に革命的闘争に参加する「とが今」そ問われているからである。

主導権を争つていく方針を採用している。しかし、この集会は労戦統一に合流し、その中の

「この大会で全民労協によつて進められている労戦統一の問題について進めて全く触れていない。だから、集会宣言にあつた「資本と対決する労働運動」の構築も、空々しい叫びに終わつてしまつていて」

この集会の動員でも過半数を占めた自治労は、八月に開いた大会で全民労協によつて進められている労戦統一の問題について進めて全く触れていない。だから、集会宣言にあつた「資本と対決する労働運動」の構築も、空々しい叫びに終わつてしまつていて

帝国主義的民族主義、国粹主義を強める日本帝国主義に対する革命的闘争を強化せよ！